

令和 8 年

松戸市議会 6 月定例会議案

6 月 1 0 日提出

松 戸 市

目 次

議案第1号	専決処分の報告及び承認について (松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	4頁
議案第2号	令和8年度松戸市一般会計補正予算(第1回)	別冊
議案第3号	令和8年度松戸市一般会計補正予算(第2回)	別冊
議案第4号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	30頁
議案第5号	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45頁
議案第6号	松戸市景観条例の一部を改正する条例の制定について	48頁
議案第7号	松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例の制定について	54頁
議案第8号	松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	61頁
議案第9号	契約の締結について	63頁
議案第10号	和解及び損害賠償の額の決定について	66頁

議案第11号	松戸市総合計画の変更について	67頁
議案第12号	人権擁護委員候補者の推薦について	68頁
議案第13号	人権擁護委員候補者の推薦について	69頁

議 案 第 1 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、令和8年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことに伴い、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

松戸市長 松 戸 隆 政

理 由

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う関係規定の整備を行うとともに、市民税の住宅ローン控除に関する規定等について所要の改正を行うため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（納税証明事項）</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第36条、第42条、第43条若しくは第46条（第63条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第50条第1項（第51条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第53条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第62条、第85条、<u>第102条の5第1項</u>、第104条第2項若しくは第3項、第117条第1項若しくは第2項、第122条第2項、第131条第1項、第145条第1項又は第155条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2</p>	<p style="text-align: center;">（納税証明事項）</p> <p>第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第36条、第42条、第43条若しくは第46条（第63条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第50条第1項（第51条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第53条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第62条、第85条、第104条第2項若しくは第3項、第117条第1項若しくは第2項、第122条第2項、第131条第1項、第145条第1項又は第155条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において</p>

号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第102条の5第1項の申告書、第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第102条の5第1項の申告書、第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

(所得割の課税標準)

第19条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第26条において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第100条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割により、原動機付自転車、軽自動車、小型特

同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項の申告書又は第145条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項の申告書又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)~(6) (略)

(所得割の課税標準)

第19条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第26条において「特定配当等」という。)(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4~6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第100条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下この節において「軽自動車等」という。) 対

殊自動車及び二輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割により課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみならず課税）

第100条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

し、その所有者に課する。

（削除）

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

（軽自動車税のみならず課税）

第100条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

（削除）

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(削除)

(環境性能割の課税標準)

第102条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(削除)

(環境性能割の税率)

第102条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、それぞれ当該各号に定める率とする。

(削除)

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第102条の4 環境性能割は、申告納付の方法により徴収する。

(削除)

(環境性能割の申告納付)

第102条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(削除)

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第102条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第102条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第109条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち、必要があると認めるものについては、その三輪以上の軽自動車の取得者に対して課する環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項は、規則で定める。

（種別割の税率）

第103条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) (略)

（種別割の賦課期日及び納期）

第104条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月7日から同月31日まで

(削除)

(削除)

（軽自動車税の税率）

第103条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)~(3) (略)

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第104条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月7日から同月31日

とする。

3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第105条 種別割は、普通徴収の方法により徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第106条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては申告書及びその者の住所又は所在地を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2~4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第107条 (略)

(種別割の減免)

第108条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する種別割を減免する。

(1)~(3) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(8) (略)

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに

までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第105条 軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第106条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては申告書及びその者の住所又は所在地を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2~4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第107条 (略)

(軽自動車税の減免)

第108条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免する。

(1)~(3) (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(8) (略)

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに

その旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第109条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する種別割を減免する。ただし、第1号に該当する軽自動車等にあつては、同号に掲げる者が法第177条の17の規定による道府県の条例の定めるところにより身体障害者等に対する自動車税の種別割の減免を受ける自動車に有する場合を除く。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同

にその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第109条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免する。ただし、第1号に該当する軽自動車等にあつては、同号に掲げる者が法第177条の17の規定による道府県の条例の定めるところにより身体障害者等に対する自動車税の軽自動車税の減免を受ける自動車に有する場合を除く。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。))、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同

じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(当該軽自動車等の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第110条 (略)

2 法第445条並びに第100条第3項ただし書、第101条及び第102条の規定により種別割を課さない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条並びに第100条第3項ただし書、第101条及び第102条の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3~6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととな

じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(当該軽自動車等の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第110条 (略)

2 法第445条並びに第100条第2項ただし書、第101条及び第102条の規定により軽自動車税を課さない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条並びに第100条第2項ただし書、第101条及び第102条の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3~6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととな

ったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る第103条及び附則第45条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第17条 平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成12年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第17条第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第17条第1項」とする。

ったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第103条及び附則第45条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

第17条 削除

3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第18条 令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成12年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第20条 令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第18条 令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第20条 令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない

理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第25条まで、附則第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項及び第19条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第25条まで、附則第16条第1項、第18条第1項及び第19条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第22条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並び

の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第24条 令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものと

に附則第23条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第24条 令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかった

みなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、

ものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項

第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得

第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1

割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第3項後段の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1

項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項後段の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第32条 (略)

2~6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同

項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第3項後段の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項後段の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第32条 (略)

2~6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同

項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 政令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事

項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に政令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 政令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事

項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

16 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第44条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収

項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) (略)

16 (略)

(削除)

は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 千葉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 千葉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第44条の4の規定により読み替えられた第102条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第44条の3 市長は、当分の間、第102条の7 (削除)の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第44条の4 第102条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。 (削除)

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第44条の5 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。 (削除)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第44条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第102条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (削除)

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第102条の3 (第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例)

第44条の7 市長は、当分の間、第101条及び (削除)

第102条の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第45条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第103条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第103条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア2)中「3,900円」

(軽自動車税の税率の特例)

第45条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第103条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第103条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第103条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア3)ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」

とあるのは「2,000円」と、同号ア3)ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第103条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア3)ア)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(削除)

5 第103条第1号、第2号ア1)及びイ並びに第3号に掲げる軽自動車等に対する同条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成27年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削除)

第1号ア	2,000円	1,000円
第1号イ	2,000円	1,200円
第1号ウ	2,400円	1,600円
第1号エ	3,700円	2,500円
第2号ア1)	3,600円	2,400円
第2号イ1)	2,400円	1,600円
第2号イ2)	5,900円	4,700円
第3号	6,000円	4,000円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第45条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第45条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第104条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第106条及び第107条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第104条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第106条及び第107条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議 案 第 4 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、固定資産税の免税点の引上げ並びに固定資産税及び都市計画税に係る地域決定型地方税制特例措置を設ける等するとともに、建築資材費、労務単価の上昇に伴い公共工事費等が高騰する中、都市計画事業の促進及び都市インフラの維持管理を目的として、持続的・安定的な自主財源を確保するために都市計画税の税率の改定を行うため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（寄附金税額控除）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより計算した金額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（寄附金税額控除）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより計算した金額とする。</p>
<p style="text-align: center;">（市民税の申告）</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しない</p>	<p style="text-align: center;">（市民税の申告）</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しない</p>

ものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条第1項第3号及び第32条第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2~8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第31条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

ものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第31条第1項第3号並びに第32条第1項及び第2項第4号において同じ。))

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。

2~8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第31条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第65条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第32条 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第57条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第65条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第32条 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他法施行規則で定める事項

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第57条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第14条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(削除)

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲

<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令第48条の9の7の3において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理</p>	<p>げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他法施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が政令第48条の9の8において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理</p>
--	--

された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第79条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(都市計画税の税率)

第153条 都市計画税の税率は、100分の0.23とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第18条 令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第2

された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第79条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(都市計画税の税率)

第153条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第13条の2 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第18条 令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第

1 条及び第 2 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 1 9 条 第 2 4 条の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 2 1 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 2 1 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項、第 2 3 条第 1 項、第 2 6 条第 1 項、第 2 7 条第 1 項、第 2 7 条の 2 第 1 項又は第 2 8 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 4 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 1 9 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第 7 条の 2 第 4 項に規定するところにより控除すべき額を、第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 2 4 条 (略)

2 前項の規定は、令和 1 1 年度までの各年度分の

2 1 条及び第 2 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 1 9 条 第 2 4 条の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 2 1 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 2 1 条第 1 項、附則第 2 2 条第 1 項、附則第 2 3 条第 1 項、附則第 2 6 条第 1 項、附則第 2 7 条第 1 項、附則第 2 7 条の 2 第 1 項、附則第 2 7 条の 3 第 1 項又は附則第 2 8 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 2 4 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 1 9 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 1 3 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第 7 条の 2 第 4 項（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 2 4 条 (略)

2 前項の規定は、令和 1 1 年度までの各年度分の

個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、5分

個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第31条 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、5分

の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。))は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合(固定資産税に係る部分に限る。))は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

<p>17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>17 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>	<p>18 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>
<p>22 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>	<p>19 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。</p>
<p>23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>20 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。</p>	<p>21 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。</p>
<p>25・26 (略)</p>	<p>22・23 (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2～15 (略)</p>	<p>2～15 (略)</p>
<p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定す</p>	<p>24 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関</p>

る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)~(6) (略)

（都市計画税に係る法附則第15条第14項等の条例で定める割合）

第50条 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、2分の1）とする。

2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

3 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

4 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。

する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)~(6) (略)

（都市計画税に係る法附則第15条第13項等の条例で定める割合）

第50条 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、2分の1）とする。

2 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

3 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

4 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、4分の3とする。

5 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、3分の1とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第50条の2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)~(6) (略)

第57条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第50条の2 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別

(4)~(6) (略)

第57条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条第1項ただし書、第31条及び第32条の改正規定並びに附則第13条の2の改正規定及び附則第18条第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第79条の改正規定及び第153条の改正規定並びに附則第3条第2項及び附則第4条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第24条第2項の改正規定並びに附則第19条の改正規定、附則第19条の3の改正規定及び附則第24条の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

2 この条例による改正後の松戸市市税条例(以下「新条例」という。)附則第31条第24項、附則第32条、附則第50条第5項及び附則第50条の2の規定は、令和8年4月1日以降に行った地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等改修工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1項第1号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例(以下「9年1月新条例」という。)第32条第1項及び第2項の規定は、前条第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する9年1月新条例第32条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した前条第1項第1号に掲げる規定による改正前の松戸市市税条例第32条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 9年1月新条例附則第18条第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例に

よる。

- 3 前条第1項第3号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例附則第24条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第24条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第1項第2号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例第79条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第1項第2号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例第153条の規定は、令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議 案 第 5 号

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

ごみの減量化及び資源化の推進並びに受益者負担の適正化を図るために廃棄
物処理手数料を改定するため。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表（第39条関係） 廃棄物処理手数料			別表（第39条関係） 廃棄物処理手数料		
廃棄物の種別	取扱区分別手数料等		廃棄物の種別	取扱区分別手数料等	
	取扱区分	手数料		取扱区分	手数料
一般廃棄物（粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く。）	処分	<u>1キログラムにつき</u> <u>17.6円</u>	一般廃棄物（粗大ごみ・浄化槽汚泥・し尿及び動物死体を除く。）	処分	<u>10キログラムにつき</u> <u>220円</u>
		産業廃棄物			処分
粗大ごみ	市が収集運搬した場合	<u>1点につき</u> <u>1,000円</u>	粗大ごみ	市が収集運搬した場合	<u>廃スプ</u> <u>1点につき</u> <u>2,000円</u>
		市民が自ら搬入した場合			<u>1キログラムにつき</u> <u>17.6円</u>
					<u>マット</u>
				<u>レス</u>	
				<u>上記以外のも</u>	<u>1点につき</u> <u>1,000円</u>
				<u>の</u>	
				市民が自ら搬入した場合	<u>10キログラムにつき</u> <u>220円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和9年4月分以後の収集、運搬及び処分に係る廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの収集、運搬及び処分に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 6 号

松戸市景観条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

良好な景観の形成を推進することを目的として、特徴的な景観をつくりだしている地区等を景観形成重点地区として指定することができるようにするとともに、景観法に基づく届出の対象となる行為についての見直しを行うため。

松戸市景観条例の一部を改正する条例

松戸市景観条例（平成23年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 景観形成推進地区（<u>第20条・第21条</u>）</p> <p>第9章・第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事前協議書の提出）</p> <p>第4条 <u>法第16条第1項の規定による行為の届出</u>をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第16条第2項による変更の届出</u>をしようとする者について準用する。</p> <p>（助言又は指導）</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があったときは、<u>法第8条第2項第2号</u>に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 <u>景観形成重点地区及び景観形成推進地区</u>（<u>第19条の2～第21条</u>）</p> <p>第9章・第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（事前協議書の提出）</p> <p>第4条 <u>次に掲げる行為</u>をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議書を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第16条第1項に規定する行為</u></p> <p>(2) <u>事前協議が必要な事項として市長が景観計画に定めた行為</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>同項の規定により提出した事前協議書に記載されている行為を変更しようとする者について準用する。ただし、当該変更をしようとする内容が、良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（助言又は指導）</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する事前協議書の提出があったときは、<u>法第8条第3項</u>に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</p>

る方針に基づき必要な助言又は指導をすることができる。

2 (略)

(完了の届出)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)～(4) (略)

(5) 景観形成推進地区の指定並びにその変更及び解除に関する事。

(6)・(7) (略)

2 (略)

第8章 景観形成推進地区

に基づき必要な助言又は指導をすることができる。

2 (略)

(完了の届出)

第9条 第4条の規定による事前協議書の提出又は第6条の規定による届出をした者は、当該事前協議又は届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)～(4) (略)

(5) 景観形成重点地区及び景観形成推進地区の指定並びにその変更及び解除に関する事。

(6)・(7) (略)

2 (略)

第8章 景観形成重点地区及び景観形成推進地区

(景観形成重点地区の指定)

第19条の2 市長は、地域の個性や魅力を創出していくために、特徴的な景観をつくりだしている地区や通り、新たに景観を形成する地区等を、住民や地域の合意形成に基づき景観形成重点地区として指定することができる。この場合において、市長は、次に掲げる事項を景観計画に定めるものとする。

(1) 当該地区における良好な景観の形成に関する方針

(2) 当該地区のうち特性に応じてより重点的に景観形成を図る区域

(3) 当該地区における良好な景観の形成のための行為の制限並びにその種類及び規模に関する事

(景観形成推進地区の指定)

第20条 市長は、景観計画区域のうち特に積極的かつ継続的に良好な景観形成を推進する必要があると認める地区を景観形成推進地区として指定することができる。この場合において、市長は、当該地区における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を地区景観形成計画として景観計画に定めるものとする。

2 (略)

3 市長は、景観形成推進地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、景観形成推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

別表(第7条関係)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは	次の各号のいずれにも該当しない建築物 (1) 地盤面からの高さが15メー

項

(4) 第4条第1項に基づく事前協議書の提出を必要とする行為並びにその対象物及び規模に関する事項

2 前項第3号及び第4号の事項は、前項第2号の区域ごとに定めることができる。

3 市長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、審議会の意見を聴くものとし、必要に応じて、当該地区の関係住民等と協議するものとする。

4 前項の規定は、景観形成重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

(景観形成推進地区の指定)

第20条 市長は、次条第1項に規定する景観形成推進協議会によって作成された良好な景観形成を推進する景観形成の目標や方針等を地区景観形成計画として策定し、当該計画を定めた地区を景観形成推進地区として指定することができる。この場合において、市長は、次に掲げる事項を地区景観形成計画として景観計画に定めるものとする。

(1) 当該地区における良好な景観の形成に関する方針

(2) 当該地区における良好な景観の形成のための行為の制限並びにその対象物及び規模に関する事項

2 (略)

(削除)

3 前項の規定は、景観形成推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

別表(第7条関係)

行為	規模
建築物の新築、増築、改築若しくは	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 次のいずれにも該当しない

<p>移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p><u>トルを超える建築物</u> (2) <u>延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物</u></p>	<p>移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p><u>建築物</u> ア <u>地盤面からの高さが15メートルを超える建築物</u> イ <u>延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物</u> (2) <u>前号ア及びイに掲げる建築物のうち良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認めるもの</u></p>
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物 (1) <u>高さが2メートルを超える擁壁で長さが30メートルを超えるもの</u> (2) <u>門、塀、柵その他これらに類するもので、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの</u> (3) <u>煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (4) <u>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (5) <u>製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> (6) <u>機械式駐車場で、築造面積が300平方メートルを超えるもの</u></p>	<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する工作物 (1) 次のいずれにも該当しない工作物 ア <u>高さが2メートルを超える擁壁で長さが30メートルを超えるもの</u> イ <u>門、塀、柵その他これらに類するもので、高さ2メートルかつ長さ30メートルを超えるもの</u> ウ <u>煙突、鉄塔、高架水槽、携帯電話基地局アンテナその他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> エ <u>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> オ <u>製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもので、高さ15メートルを超えるもの</u> カ <u>機械式駐車場で、築造面積が300平方メートルを超えるもの</u> キ <u>太陽光発電設備その他これに類するもので、パネル等の面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> (2) <u>前号アからキまでに掲げる</u></p>

			<u>工作物のうち良好な景観形成を 図る上で影響が少ないと市長が 認めるもの</u>
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事中の建築物及び工作物に対するこの条例による改正後の第4条、第7条及び別表の規定の適用については、なお従前の例による。

議 案 第 7 号

松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

自転車駐車場の附置義務を課す施設の用途、規模及び附置義務台数の算定基準を見直し、良好な道路交通環境の確保及び自転車利用者の利便性向上を図るため。

松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例

松戸市自転車駐車場附置義務条例（昭和58年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後			
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律</u>（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定区域）</p> <p>第2条 <u>法第5条第3項</u>の規定により条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、商業地域及び近隣商業地域とする。</p> <p style="text-align: center;">（施設の新築の場合の駐車場の附置）</p> <p>第3条 指定区域内において、<u>次表ア欄</u>の用途に供する施設でイ欄の規模のものを新築しようとする者は、ウ欄により算定した規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">ア</td> <td style="width: 33%;">イ</td> <td style="width: 33%;">ウ</td> </tr> </table>	ア	イ	ウ	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律</u>（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の附置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定区域）</p> <p>第2条 <u>法第5条第4項</u>の規定により条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、商業地域、<u>近隣商業地域及び松戸市自転車の放置防止に関する条例</u>（昭和58年松戸市条例第44号）第7条の規定により市長が指定する<u>放置禁止区域に隣接する敷地</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（施設の新築の場合の駐車場の附置）</p> <p>第3条 指定区域内において、<u>別表ア欄</u>の用途に供する施設でイ欄の規模のものを新築しようとする者は、ウ欄により算定した規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>
ア	イ	ウ		

施設の使用用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)

2 前項に規定する店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設を新築する場合の駐車場の附置)

第4条 指定区域内において前条第1項の表ア欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)を新築しようとする者は、当該用途ごとに同表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が20台以上である場合は、その規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。

(大規模施設に係る駐車場の規模)

第5条 店舗面積が5,000平方メートル(以下「基準面積」という。)を超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第3条の規定にかかわらず、店舗面積が基準面積までの部分について第3条第1項の表ウ欄により算定した駐車場の規模に、店舗面積が基準面積を超える部分について同表ウ欄により算定した駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表ウ欄に

(削除)

(混合用途施設を新築する場合の駐車場の附置)

第4条 指定区域内において別表ア欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)を新築しようとする者は、当該用途ごとに同表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が20台以上である場合は、その規模の駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に附置しなければならない。

(大規模施設に係る駐車場の規模)

第5条 施設面積(別表ア欄の用途に供する施設において、規則に定めるところにより算定される面積をいう。以下同じ。)が5,000平方メートル(以下「基準面積」という。)を超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第3条の規定にかかわらず、施設面積が基準面積までの部分について別表ウ欄により算定した駐車場の規模に、施設面積が基準面積を超える部分について同表ウ

より算定した駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計が基準面積を超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、基準面積が合計面積に占める割合に各用途の店舗面積を乗じて得た面積を基準面積とみなして各用途ごとに前項の算定方式を用いて算定した規模の合計をもつて前条の駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の駐車場の規模)

第6条 次の各号に掲げる増築をする場合においては、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第10条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして第3条から前条までの規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、現にこの条例により設置されている駐車場の規模を控除したものとする。

- (1) 第3条第1項の表ア欄の用途に供する施設についての同表イ欄の規模となる増築又はイ欄の規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第3条第1項の表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(駐車場の設置の届出)

第9条 第3条から第6条までの規定により駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) (略)
- (2) 施設の用途及び店舗面積
- (3)~(5) (略)

欄により算定した駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもつて、同表ウ欄により算定した駐車場の規模とする。

- 2 混合用途施設で各用途の施設面積の合計が基準面積を超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、基準面積が合計面積に占める割合に各用途の施設面積を乗じて得た面積を基準面積とみなして用途ごとに前項の算定方式を用いて算定した規模の合計をもつて前条の駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の駐車場の規模)

第6条 次の各号に掲げる増築をする場合においては、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分（第10条の規定に該当するものを含む。）を除く。）をすべて新築したとみなして第3条から前条までの規定を適用する。この場合において、駐車場の規模は、現にこの条例により設置されている駐車場の規模を控除したものとする。

- (1) 別表ア欄の用途に供する施設についての同表イ欄の規模となる増築又はイ欄の規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表ウ欄により算定した駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(駐車場の設置の届出)

第9条 第3条から第6条までの規定により駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) (略)
- (2) 施設の用途及び施設面積
- (3)~(5) (略)

2 (略)

2 (略)

別表

ア	イ	ウ
施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
小売店舗	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
金融機関	施設面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
遊技場	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
飲食店	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
学習支援施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
スポーツ施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
医療機関	施設面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る施設面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)

る。)

備考

- 1 この表において「小売店舗」とは、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)において各種商品小売業その他の小売業に分類される業務を行うための施設をいう。
- 2 この表において「金融機関」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第4条第1項、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条若しくは労働金庫法(昭和28年法律第227号)第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。
- 3 この表において「遊技場」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業を行うための施設、碁会所、将棋道場、ゲームセンター、ビリヤード場、ダーツ場、自転車競技法(昭和23年法律第209号)第1条第5項に規定する勝者投票券を発売する施設その他これらに類する施設とする。
- 4 この表において「飲食店」とは、日本標準産業分類において、飲食店に分類される業務を行うための施設をいう。
- 5 この表において「学習支援施設」とは、専修学校、学習塾、予備校、自動車教習所、職業能力開発校、理容師、美容師又は調理師の養成施設、カルチャーセンターその他これらに類する施設とする。
- 6 この表において「スポーツ施設」とは、スポーツジム、フィットネスクラブ、ポーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習

	<p><u>場、スポーツセンター、体育館、ゴルフ練習場及びバッティング練習場その他これらに類する施設で営業の用に供するものをいう。</u></p> <p><u>7 この表において「医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所をいう。</u></p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定されている商業地域及び近隣商業地域においてこの条例の施行の日から起算して6か月以内に新築又は増築の工事に着手したこの条例による改正後の別表に規定する飲食店、学習支援施設、スポーツ施設又は医療機関については、この条例による改正後の第3条から第6条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例による改正後の別表ア欄の用途に供する施設のうち、この条例の施行の際現に新築又は増築の工事中のものについては、この条例による改正後の松戸市自転車駐車場附置義務条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 第 8 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を引き上げるため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の松戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第4条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

契約の締結について

松戸市道路照明灯再LED化事業の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松戸 隆 政

記

- 1 契約の目的 松戸市道路照明灯再LED化事業
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 3 契約金額 662,200,000 円
- 4 契約の相手方 (代表企業)
千葉県千葉市中央区今井三丁目14番2クレスト蘇我1F
岩崎電気株式会社 千葉営業所
所長 藤田 浩 司
(構成企業)
千葉県浦安市猫実三丁目18番24号
株式会社ウラデン
代表取締役 朝 生 勇
(構成企業)
松戸市六実六丁目35番地の4
株式会社田中電気工務店
代表取締役 田 中 孝

提 案 理 由

本市が管理している道路照明灯の更新に伴い、全ての灯具交換を実施し、今後10年間の維持管理を行うため。

1 相手方の選定に係る経緯

道路照明灯の更新及び維持管理を行うため、公募型プロポーザル方式により設備導入及び維持管理業務の提案を受け付け、松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会における審査を実施した結果、最優秀提案者を選定し、仮契約を締結した。

(1) 最優秀提案者

ア 岩崎電気株式会社 千葉営業所（代表企業）

イ 株式会社ウラデン（構成企業）

ウ 株式会社田中電気工務店（構成企業）

(2) 選考委員会における採点結果

170.25点/228点

2 契約形態

松戸市道路照明灯再LED化事業における本件契約は、事業役割を担う岩崎電気株式会社千葉営業所を代表者とし、施工役割及び維持修繕役割を実施する構成企業を担当事業者として契約を締結するもの。

3 事業の概要

本市が管理している道路照明灯の灯具 4,469 灯全てを、事業者から提案のあったLED照明灯に交換する。また、灯具交換後、10年間の維持管理を委託するもの。

4 契約期間

市議会の議決を得た日の翌日から令和19年3月31日まで

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車による交通事故について和解し、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政

記

- 1 事故発生年月日 令和6年9月2日
- 2 事故発生場所 松戸市南花島向町315番1地先道路上
- 3 事故の概要 信号機の設置のない交差点を直進走行中の市車両と、一時停止の標識が設置されている右方道路から一時停止することなく直進走行した相手方原動機付自転車が衝突し、相手方が負傷した事故
- 4 和解の相手方 市内在住A
- 5 損害賠償額 3,369,923円

提 案 理 由

相手方との交渉の結果、当事者双方の意見が一致したため。

議 案 第 11 号

松戸市総合計画の変更について

松戸市総合計画を松戸市総合計画「中間見直し版」（別冊）のとおり変更することについて、松戸市議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

松戸市長 松 戸 隆 政